

11. 災害時における自動販売機無料開放に関する協定書

島根ヤクルト販売株式会社（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置及び運用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害・地震・その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における自動販売機内商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（無料開放）

第2条 乙が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合、当該自動販売機設置施設が避難所となった場合等において、乙が無料開放を必要と判断したときは、乙はその旨を速やかに甲に連絡し、無料開放の支援を要請するものとする。

2 前項の規定により、乙から無料開放の要請があったときは、甲は速やかに自動販売機の鍵を開け、自動販売機内の商品について無料開放を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 甲は、本契約の履行を通じて知りえる乙の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年(2006) 6月 1日

甲 出雲市渡橋町765番地2
島根ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 山本 祥二

乙 出雲市今市町109番地1
出雲市
出雲市長 西尾 理弘